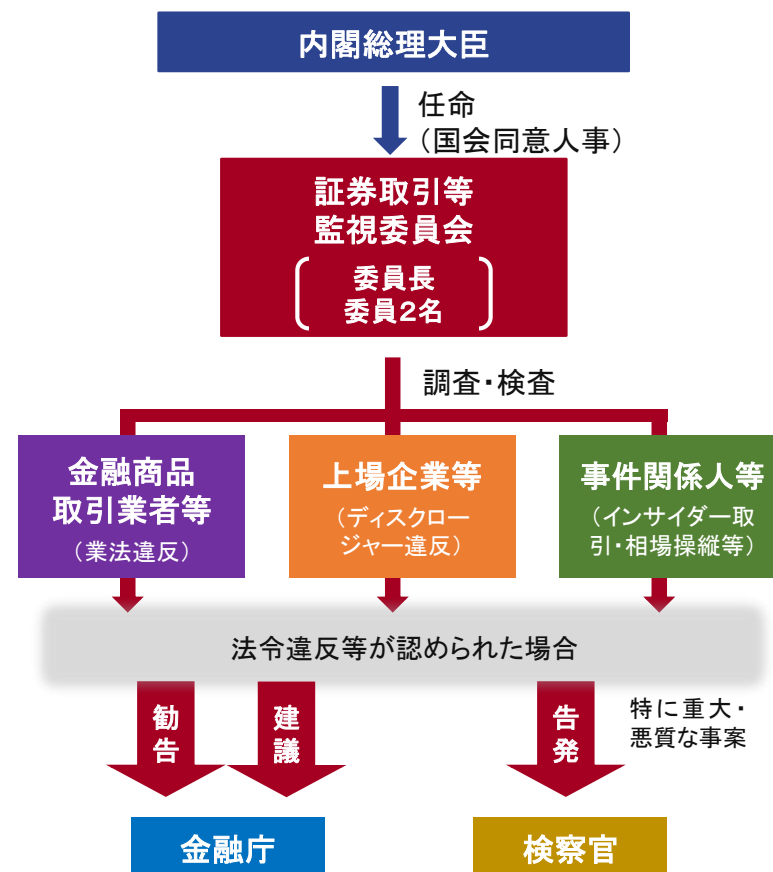


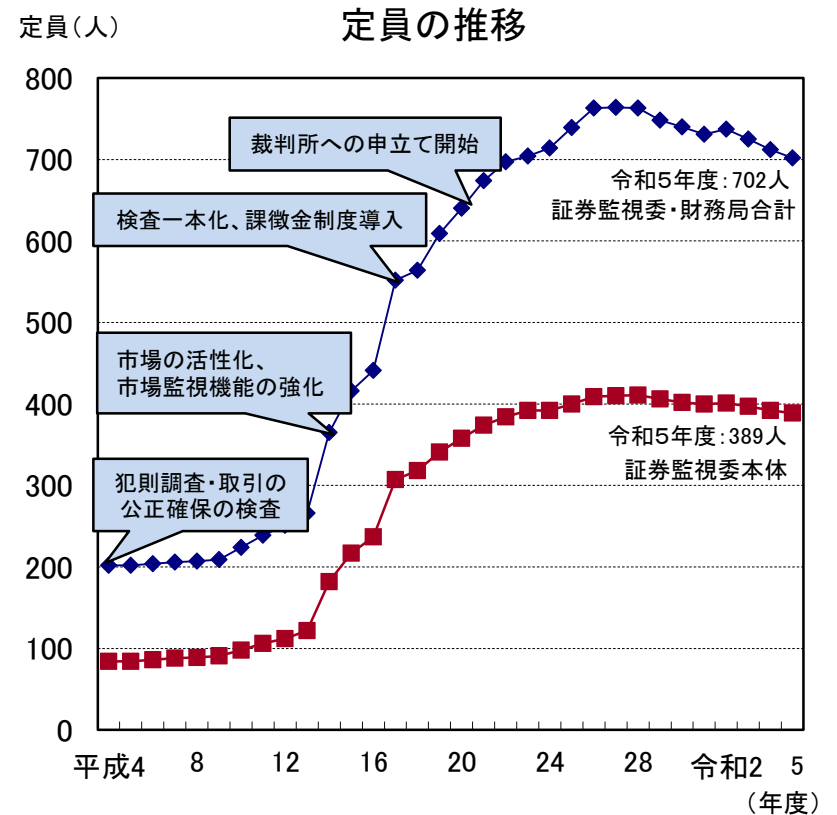
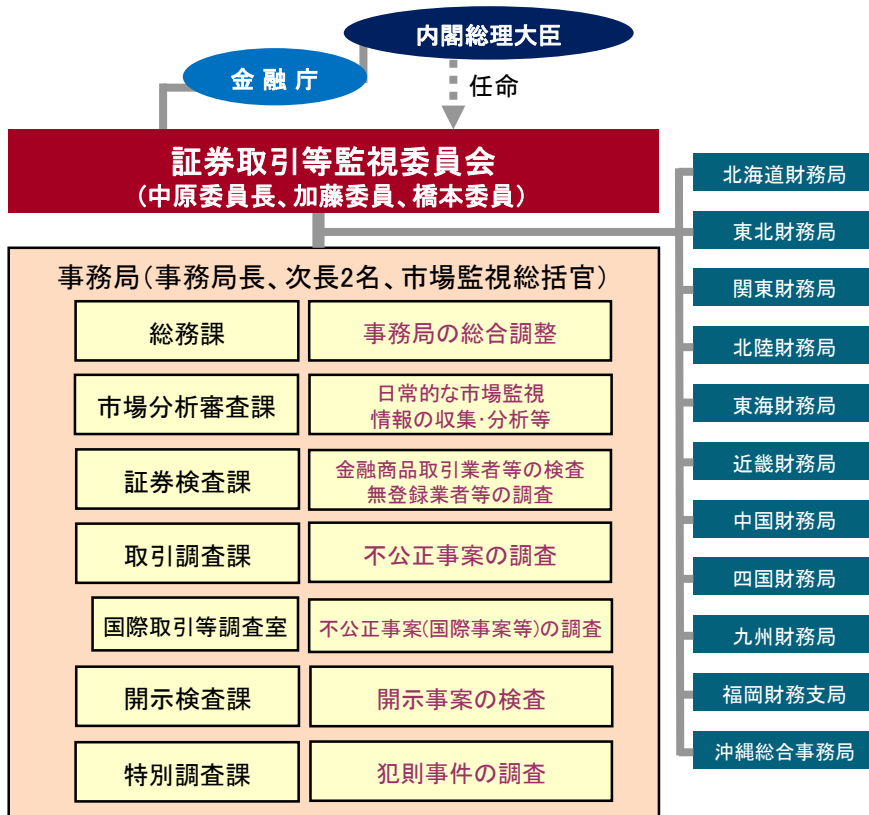
市場の公正性・透明性の確保 と投資者保護の実現に向けて

- ◆ 証券監視委は、委員長及び委員2名で構成される合議制の機関として金融庁に設置（平成4年発足）
- ◆ 委員長及び委員は、内閣総理大臣により任命され、独立してその職権を行使（任期3年）
- ◆ 市場の公正性・透明性確保、投資者保護等を目的に活動
 - 金融商品取引業者等の法令違反行為等に対する証券検査
 - インサイダー取引・相場操縦等の不公正取引に対する調査
 - 上場企業等のディスクロージャー違反に対する開示検査
 - 上記の調査・検査結果を踏まえた行政処分・課徴金納付命令の勧告や建議、告発を実施 等



証券取引等監視委員会の機構・定員

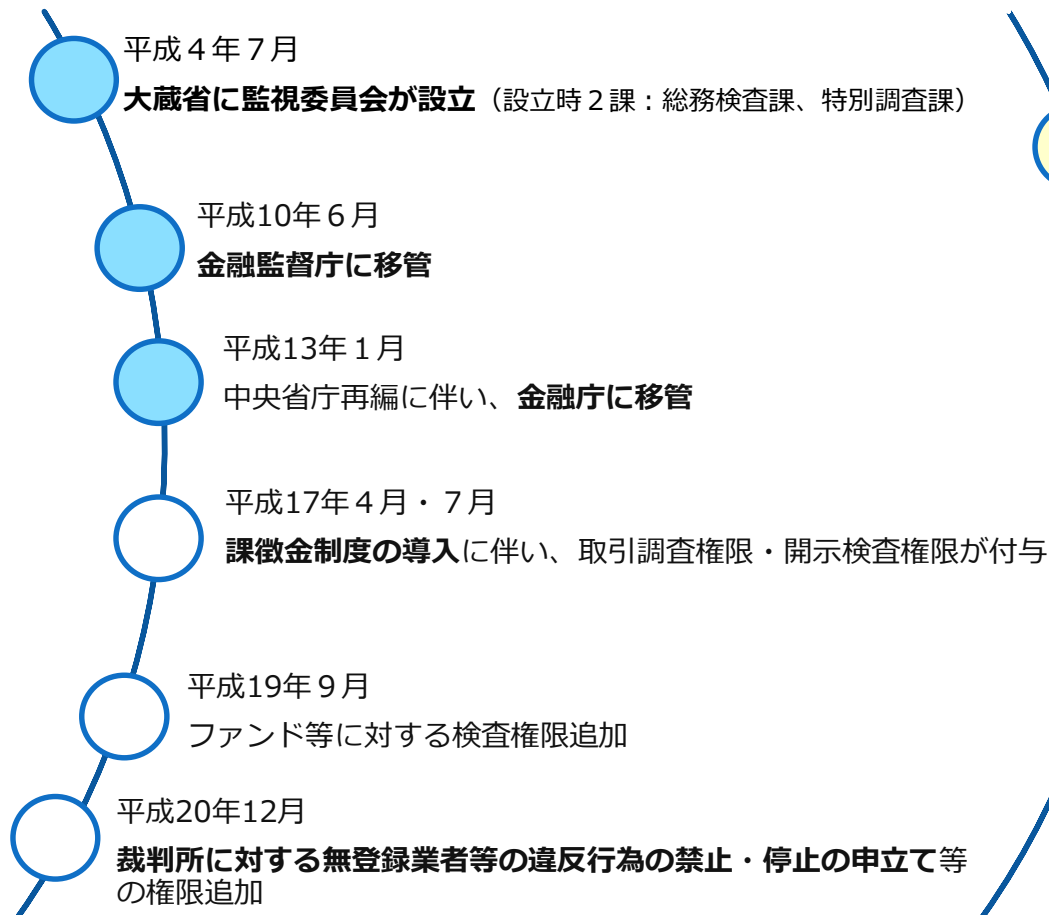
- 証券監視委の下に、総務課、市場分析審査課、証券検査課、取引調査課、開示検査課及び特別調査課の6課からなる事務局が置かれている
- また、地方組織の財務局等に、主として地方の金融商品取引業者に対する検査等を担当する職員が配置
- これら全てを合計した職員数は702名 (令和5年度定員。うち、証券監視委は389名)



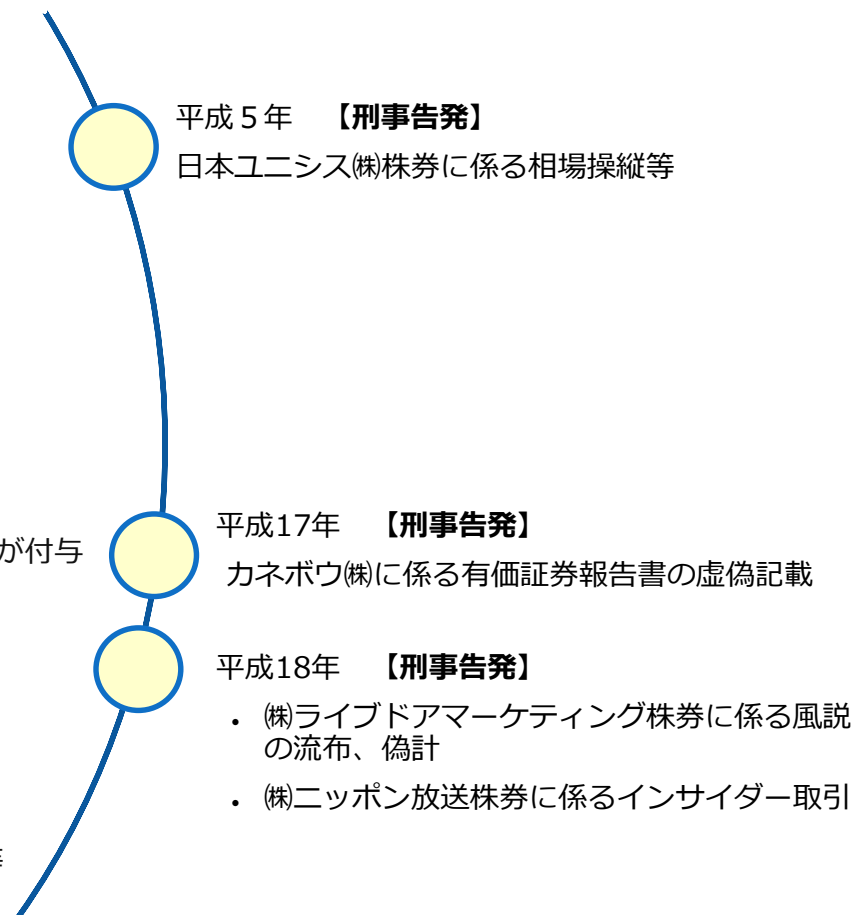
(参考) 証券取引等監視委員会の軌跡①

平成4年の発足以来、犯則事件の調査にとどまらず、行政調査を拡大し、市場監視機関としての機能を強化

<監視委員会の体制等の変遷>



<主な出来事・活動>



(参考) 証券取引等監視委員会の軌跡②

<監視委員会の体制等の変遷>

平成23年7月

現行の6課（総務課、市場分析審査課、証券検査課、取引調査課、開示検査課、特別調査課）体制に移行

平成23年8月

クロスボーダー等の不正取引に対応するため、取引調査課に**国際取引等調査室**を設置

平成26年4月

取引推奨行為等に対するインサイダー取引規制導入

平成27年4月

電磁的記録の証拠保全（デジタル・フォレンジック）に対応するため、**情報解析室**を設置

平成30年4月

高速取引行為者に対する検査権限追加

令和2年5月

暗号資産デリバティブ取引や、電子記録移転権利を取り扱う金商業者に対する検査権限追加

令和2年7月

デジタル化の一層の推進に対応するため、**IT戦略室**を設置

令和3年11月

有価証券等仲介業務を行う金融サービス仲介業者等に対する検査権限追加

令和4年4月

国際金融市場の確立に伴う環境整備の一環として、**国際証券検査室**を設置

<主な出来事・活動>

平成24年【**刑事告発・課徴金勧告**】

オリンパス(株)に係る有価証券報告書の虚偽記載

平成24年【**処分勧告・刑事告発**】

A I J 投資顧問（年金基金）

平成25年【**処分勧告**】

MRI INTERNATIONAL
（米国の診療報酬債権ファンド）

平成27年【**課徴金勧告**】

(株)東芝に係る有価証券報告書等の虚偽記載

平成28年【**処分勧告**】

アーツ証券（レセプト債）

平成29年【**刑事告発**】

アーツ証券ほかによる偽計（レセプト債）

平成30年【**刑事告発**】

令和元年【**課徴金勧告**】

日産自動車(株)に係る有価証券報告書の虚偽記載

令和2年【**刑事告発**】

(株)ドンキホーテホールディングス株券に係る取引推奨

令和4年【**刑事告発・処分勧告**】

SMBC日興証券(株)

（相場操縦、銀証ファイアーウォール規制違反）

証券取引等監視委員会 中期活動方針

(第11期：2023年～2025年)

～時代の変化に対応し、信頼される公正・透明な市場のために～



証券監視委 の使命

的確・適切な市場監視による

1. 市場の公正性・透明性の確保及び投資者保護の実現
2. 資本市場の健全な発展への貢献
3. 国民経済の持続的な成長への貢献

I. 網羅的な市場監視に 向けた情報収集・分析

- (1) 有用情報の収集
- (2) 市場の変化等の適切な把握・分析
- (3) 国際連携の強化

II. 効果的・効率的な 調査・検査

- (4) リスクベースアプローチに基づく証券検査
- (5) 不公正取引や開示規制違反への迅速な対応
- (6) 重大・悪質事案への告発等による厳正な対応
- (7) 投資者被害事案に対する積極的な取組み
- (8) 非定型・新類型の事案等に対する対応力強化

III. 市場規律強化に向けた 実効的な取組み

- (9) 情報発信の強化
- (10) 関係機関との更なる連携強化

市場監視の専門機関としての能力向上

- デジタル技術を活用した市場監視業務の高度化・効率化
- 職員の戦略的な育成・活用等
- 財務局との協働・連携の推進

上場会社等の開示書類の検査を通じた、適正なディスクロージャーの確保

各種情報の収集・分析

- 情報提供窓口等、さまざまなチャネルを通じた情報の収集・分析
- フォワード・ルッキングな視点等、さまざまな視点による上場企業等の継続的監視



上場会社等に対する検査

- 開示書類(有価証券届出書・有価証券報告書・大量保有報告書等)の虚偽記載等の開示規制違反が疑われる上場会社等に対する検査の実施



検査の結果、開示規制違反が認められた場合

課徴金納付命令勧告等

- 開示書類における重要な事項についての虚偽記載等の開示規制違反が認められた場合には、当該上場会社等に対する課徴金納付命令を求める「勧告」を実施
- 勧告を実施しない場合でも、必要に応じ、開示書類の自発的な訂正等を奨励



再発防止・未然防止

- 開示規制違反の背景・原因等を究明した上で、当該上場会社等の経営陣と議論
- 問題意識の共有を通じて、適正なディスクロージャーに向けた体制の構築・整備を奨励
- 勧告事案の内容、背景等を取りまとめた「開示検査事例集」を公表

- 違反行為者の業種別の内訳では、**情報・通信業（27件）、サービス業（24件）、卸売業（19件）**において、**勧告件数が多くなっている（平成18年度～令和4年度）**。
- 特に、情報・通信業では、上場会社の業種別構成割合（約15%）に比べて、違反行為者の業種別割合（約21%）が高くなっており、ソフトウェア等の無形固定資産が、不適正な会計処理に利用される事例がみられる。**無形固定資産は、一般的に、資産の状況を目で見えて確認することが出来ないことや資産計上額に将来予測の要素が多く含まれること、劣化が早く一度に多額の損失が発生しやすいことといった特徴があり、不適正な会計処理に利用されやすい勘定科目**となっている。

違反行為者（発行者である会社）の業種別分類（単位：社）

年度	H18 ～ H29	H30	R1	R2	R3	R4	計
情報・通信業	21	1	1	1	1	2	27
サービス業	17	0	1	2	2	2	24
卸売業	13	4	0	2	0	0	19
建設業	8	1	0	0	0	1	10
電気機器	7	0	0	2	0	0	9
小売業	5	1	0	0	1	0	7
機械	4	0	0	1	0	0	5
不動産業	4	0	1	1	0	0	6
その他製品	2	0	1	0	0	1	4
その他金融業	2	0	1	0	0	1	4
その他（注2）	9	3	1	1	1	0	15
年度別計	92	10	6	10	5	7	130

（注1）業種の別は、証券コード協議会「業種別分類に関する取扱要領」による。

（注2）上記表については、業種の別のうち、違反行為者の多い業種上位10業種のほか、それ以外の業種を「その他」としてまとめて記載している。

- 課徴金納付命令勧告の対象となった事例の不正会計等の内容を分類すると、
 - 「売上の過大計上/前倒し計上」（20件）、「売上原価の過少計上」（7件）が多くみられる（令和1年度～令和4年度）。
 - 最も件数の多い「売上の過大計上/前倒し計上」については、令和4年度においても、虚偽の証券作成等による売上の過大計上や、連結範囲に含めるべき海外子会社に対する売上の過大計上といった事例がみられる。

主な不正会計等の内容 (単位：件)

年 度	R1	R2	R3	R4	計
売上の過大計上/前倒し計上	2	8	3	7	20
売上原価の過少計上	1	3	1	2	7
引当金の過少計上	2	0	0	1	3
その他費用の過少計上	0	2	1	1	4
営業外費用の過少計上	0	1	0	0	1
利益の前倒し計上	0	1	0	0	1
損失の不計上/先送り	1	1	3	0	5
子会社の連結除外	0	1	0	0	1
資産の過大計上	0	1	1	1	3
関連当事者取引に係る 注記の不記載	1	1	0	0	2
非財務情報の虚偽記載	2	0	0	1	3
年度別計	9	19	9	13	50

(注) 複数の虚偽記載を認定し勧告した事例があるため、本表における合計数と実際の勧告件数は一致しない。

- 近時の課徴金納付命令勧告を行った事案において認められた開示規制違反に至った背景・原因としては、例えば以下のとおり。

【背景・原因】

- 社長より掲げられた会社のグループ全体としての大きな目標達成のため、売上や利益を上げなくてはならないというプレッシャーがあったこと
 - 不適切な取引を容認する企業風土があったこと
 - 会長の業績目標達成の経営姿勢及び部下による忖度があったこと
 - コーポレート・ガバナンス及び内部統制の機能不全があったこと
- ⇒ 証券監視委は、開示規制違反の背景・原因について、**会社経営陣と議論し、問題意識を共有した上で、会社自身による適正な情報開示のための体制構築・整備を促す**ことによって、再発防止に努めている。

(株)ディー・ディー・エスにおける有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告（勧告日：R4.12.9）

※勧告の詳細はウェブサイト参照

<事案概要> https://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2022/2022/20221209-1.html

- (株)ディー・ディー・エス（東証グロース。以下「当社」。）は、連結範囲に含めるべき海外子会社に対する売上の過大計上や、役員貸付金に対する貸倒引当金繰入額の過少計上等を行った。
- また、当社は、本来、継続して営業損失が発生するなど、**将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況等（以下「重要事象等」。）が存在しているにもかかわらず、売上の過大計上等の不適正な会計処理を行うことにより営業利益が発生したとして、有価証券報告書等に重要事象等が存在する旨及びその内容を記載しなかった**※。

※ 重要事象等が存在する場合には、有価証券報告書及び四半期報告書の第一部【企業情報】の第2【事業の状況】の【事業等のリスク】において、その旨及びその内容を開示する必要がある。

- さらに、当社は、上記不適正な会計処理及び重要事象等の不記載を訂正するにあたり、各財務諸表の合計金額や差引金額について不一致が生じるなど多くの箇所虚偽記載のある連結財務諸表等を作成した。
- これらの結果、当社は、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けている有価証券報告書等を提出した。

<事案の特色>

- 本事案は、**重要事象等の不記載を課徴金納付命令勧告の対象とした初めての事案**である。
- 当社は、内部管理体制等の改善状況に重大な問題があると認められること等により、内部管理体制等について改善の見込みがなくなったとして、東証よりR5.7.3付で整理銘柄に指定され、**R5.8.4付で上場廃止**となった。

<課徴金の額>

- 2億573万円

「令和4事務年度 開示検査事例集（※）」より抜粋

※ <https://www.fsa.go.jp/sesc/jirei/kaiji/20230831-1.html>

監視委
コラム

非財務情報の開示の充実

有価証券報告書における財務情報及び非財務情報※は、いずれも、投資者にとって適切な投資判断を行うことを可能とする重要な情報であるとともに、企業にとっても、投資者との建設的な対話の促進を通じて、経営の質を高め、持続的に企業価値を向上させることにつながる重要な情報であると考えられます。

※非財務情報は、一般に、法定開示書類(有価証券報告書等)において提供される情報のうち、金融商品取引法第193条の2が規定する「財務計算に関する書類」において提供される財務情報以外の情報を指します。

具体例としては、有価証券報告書における非財務情報の記載項目として、

- ・ 第1 企業の概況(従業員の状況など)
 - ・ 第2 事業の状況(経営方針、経営環境及び対処すべき課題等、サステナビリティに関する考え方及び取組など)
 - ・ 第3 設備の状況(設備投資等の概要など)
 - ・ 第4 提出会社の状況(コーポレート・ガバナンスの状況等など)
- 等があります。

特に非財務情報については、財務情報を補完し、企業と投資者との対話の基盤として重要性を増してきており、これまでも非財務情報の開示の充実化に向けた取組みが進められてきました。こうした中、企業情報の開示を取り巻く経済社会情勢の変化を踏まえ、更なる非財務情報の開示の充実を促すため、令和5年1月に「企業内容等の開示に関する内閣府令」が改正されました(令和5年3月31日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書等から適用)。

主な改正内容は、以下のとおりです。

➤ サステナビリティに関する企業の取組みの開示

- ・ サステナビリティ情報の『記載欄』を新設し、「ガバナンス」、「戦略」、「リスク管理」、「指標及び目標」の開示を求める
 - ✓ 「戦略」、「指標及び目標」については、各企業が重要性を踏まえて開示を判断
 - ✓ 人的資本について、「人材育成方針」や「社内環境整備方針」及び当該方針に関する指標の内容や当該指標による目標・実績を開示
- ・ 「従業員の状況」において、「女性管理職比率」、「男性の育児休業取得率」及び「男女間賃金格差」の開示を求める

➤ コーポレートガバナンスに関する開示

- ・ 「コーポレート・ガバナンスの概要」において、取締役会、指名委員会及び報酬委員会等の活動状況(開催頻度、具体的な検討内容等)の開示を求める
- ・ 「監査の状況」において、内部監査の実効性を確保するための取組(デュアルレポーティング※の有無等)の開示を求める

※デュアルレポーティングとは、内部監査部門が経営陣に加え、取締役会及び監査役会の機能発揮に向け、これらに対し適切に直接報告を行う仕組み¹。

このように、非財務情報は、資本市場にとって極めて重要な情報であり、虚偽記載等を行うことは許されるものではありません※。

このため、証券監視委では、投資者に正確な情報が提供されるよう、非財務情報を含め、開示規制違反リスクに着目した情報収集・分析、開示検査を実施していきます。

※ただし、令和5年1月に「企業内容等開示ガイドライン」が改正され、有価証券報告書等に記載した将来情報について、一般的に合理的と考えられる範囲で具体的な説明が記載されている場合には、有価証券報告書等に記載した将来情報と実際に生じた結果が異なる場合であっても、直ちに虚偽記載等の責任を負うものではないこと等が明確化されています。

¹ 株式会社東京証券取引所「コーポレートガバナンス・コード(2021年6月版)」補充原則4-13③を参照。

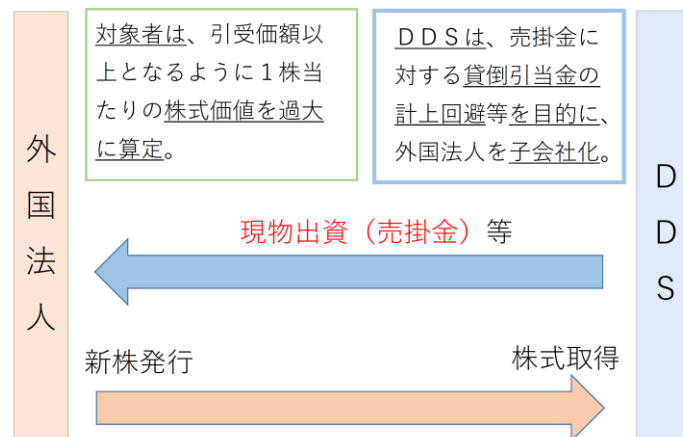
(株)ディー・ディー・エスが提出した虚偽開示書類に係る 特定関与行為に対する課徴金納付命令勧告（勧告日：R5.8.4）

<事案概要>

※勧告の詳細はウェブサイト参照

https://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2023/2023/20230804-1.html

- 課徴金納付命令対象者（以下「対象者」。）は、(株)ディー・ディー・エス（東証グロース（R5.8.4上場廃止）。以下「DDS」。）が外国法人を子会社化するにあたり、同外国法人株式の引受価額の前提となる株式価値を過大に算定することで、**DDSによる虚偽開示書類の提出を容易にすべき行為（特定関与行為）を行った。**



<事案の特色>

- 本事案は、**特定関与行為に対する課徴金納付命令勧告を行った初めての事案**※1である。

※1 「特定関与行為」に対する課徴金制度は、平成25年9月に施行された「金融商品取引法等の一部を改正する法律」において新設された。

- DDSは、外国法人に対する売掛金の過大計上等の発覚を逃れるため、過大に算定された同外国法人の株式価値を前提とした引受価額で同外国法人の株式を引き受け、同売掛金の全額を現物出資するなどの取引により同外国法人を子会社化するなどの一連の行為を行った上で、これを基礎としたのれん等の過大計上等の不適正な会計処理を行い、虚偽開示書類を提出※2した。

※2 前述のとおり、DDSは、本件に係る虚偽開示書類について、令和4年12月9日に証券監視委より課徴金納付命令勧告を受けている。

- **対象者は、DDSが前記一連の行為を行った際、引受価額が正当な根拠に基づくものであることを装うために利用されることを知りながら、DDSから前記外国法人の株式価値算定業務の依頼を受け、同外国法人株式の1株当たりの株式価値を過大に算定した株式価値算定書を作成・提出した。**

<課徴金の額>

- 150万円（特定関与行為の対象となった株式価値算定業務の報酬額）



特定関与行為とは？

特定関与行為は、重要な虚偽記載等のある有価証券報告書等の提出を容易にすべき行為又はその提出を唆す行為をいい、このような行為を行った外部協力者は課徴金納付命令の対象となります。このような行為は、重要な虚偽記載等のある有価証券報告書等の提出と同様に、資本市場の公正性を損なう行為であると考えられることから、その抑止を図る必要があります。

特定関与行為の範囲は、金融商品取引法第172条の12第2項において規定されています。具体的には、特定関与行為とは、開示書類提出者等が虚偽開示書類等を提出・提供・公表することを容易にすべき行為であって、次の①、②のいずれかに該当するもの又は開示書類提出者等が虚偽開示書類等を提出・提供・公表することを唆す行為をいいます。

- ① 当該虚偽開示書類等の作成に必要な会計処理の基礎となるべき事実の全部・一部を隠蔽し、又は仮装するための一連の行為を行い、その隠蔽し、又は仮装したところに基づき当該虚偽開示書類等を作成する者が当該虚偽開示書類等を作成することに関し、助言を行うこと。
- ② ①に規定する隠蔽し、又は仮装するための一連の行為の全部・一部であることを知りながら、これらの一連の行為※の全部・一部を行うこと。

※公認会計士又は監査法人が行う監査証明を除きます。

効果的・効率的な証券モニタリングを通じて、投資者が安心して投資を行える環境を確保

リスクベースアプローチに基づく検査先の選定

- 効果的・効率的な証券モニタリングを実施するため、約8,200社*に及ぶ全ての金融商品取引業者等に対し、ビジネスモデルの分析、それを支えるリスク管理の適切性等に着目したリスクアセスメントを実施し、リスクベースで検査の対象先を選定

(※) 令和4年11月末時点の数値



検査の実施

- 商品内容や取引スキーム、顧客への説明内容等について深度ある分析を行った上で業務運営の適切性等について検証
- 問題が認められた場合には、法令違反行為等の指摘にとどまらず、経営方針、ガバナンス、人事・報酬体系等の観点からも検証し、問題の根本原因を究明

検査の結果、重大な法令違反が認められた場合

行政処分等勧告

- 内閣総理大臣及び金融庁長官に対し、行政処分等を求める勧告を実施

再発防止・未然防止

- 金融商品取引業者等による自主的な内部管理態勢等の改善・強化等を図る上での一助となるよう証券モニタリング概要・事例集等を公表



約7.5倍に増加

発足当時（平成4年） **1,100社（延べ）**

- 国内証券会社 216（4年12月）
- 外国証券会社 49（4年6月）
- 金融先物取引業者 216（5年5月）
- 証券業務（窓販）の認可を受けた金融機関
619（5年7月）

8,283社（延べ）（令和5年3月末時点）

- 第一種金融商品取引業者 307
- 登録金融機関 943
- 投資運用業者 419
- 投資法人 120
- 信用格付業者 7
- 第二種金融商品取引業者 1,212
- 投資助言・代理業 1,003
- 適格機関投資家等特例業務届出者 3,452
- 金融商品仲介業者 752
- 金融サービス仲介業者 3
- 自主規制機関等 16
- 高速取引行為者 49

リスクベースアプローチに基づく証券検査

リスクベースアプローチに基づく検査先の選定

- ・リスクアセスメントを実施
- ・リスクベースで検査の対象先を選定

検査の実施

- ・深度ある分析を行った上で検証
- ・問題がある場合は根本原因を究明

行政処分等勧告

再発防止・未然防止
(証券モニタリング事例集等を公表)

【金商業者等を取り巻く環境等】

業態横断

- ・顧客本位の業務運営の要請
- ・デジタル化の進展
- ・サイバー攻撃被害のリスクの高まり
- ・規制の枠組み等の変更

一種業

- ・金融のグローバル化、顧客の高齢化
- ・競争激化（例. 手数料無料化、3メガ証券等の銀証連携強化）
- ・不適切な仕組債の勧誘・販売

運用業

- ・善管注意義務違反（物件取得に係る調査、保有物件の収益管理が不適切な状況）
- ・利益相反管理態勢の不備

【主な検証事項】

- 適合性原則を踏まえた内部管理態勢
- 顧客本位の業務運営を踏まえた販売状況（例えば、仕組債に限らず、複雑又はリスクの高い商品の販売）
- ビジネスモデルの変化とそれに対応した内部管理態勢
- サイバーセキュリティ対策の十分性やシステムリスク管理（外部委託先管理等を含む）の対応状況
- 国内外の業務展開を支えるガバナンスやリスク管理態勢
- 銀証連携ビジネスの推進を踏まえた顧客情報管理態勢等の整備状況【3メガバンク証券会社】
- 金融商品仲介業者を活用した対面営業への拡大等のビジネスモデルを踏まえた外部委託先の管理態勢
- 手数料無料化等の動きもある中、新規口座開設数の急増や取引量に応じた実効的な売買管理態勢
- 不適切な勧誘行為等を防止するための販売管理態勢
- 運用の実態把握
- 運用管理態勢（外部委託運用に対するものを含む）
- 利益相反管理態勢の整備状況

ちばぎん証券（第一種金融商品取引業者）、千葉銀行及び武蔵野銀行（登録金融機関）に対する検査結果に基づく行政処分勧告（勧告日：R5.6.9）

※勧告の詳細はウェブサイト参照

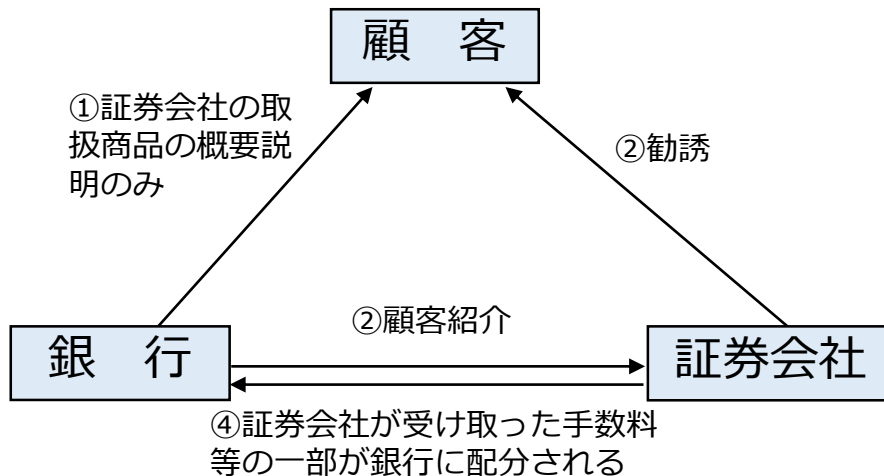
【ちばぎん証券】 <https://www.fsa.go.jp/sesc/houdou/2023kinshou.html>

- ① 顧客属性を適時適切に把握しないまま、多数の顧客に対し、仕組債の勧誘を長期的・継続的に行っている（適合性原則（金融商品取引法第40条第1号）違反）。
- ② 仕組債の勧誘に際し、少なくとも3顧客に対し、顧客属性に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明を行っていない（説明義務（金融商品取引業等に関する内閣府令第117条第1項第1号）違反）。

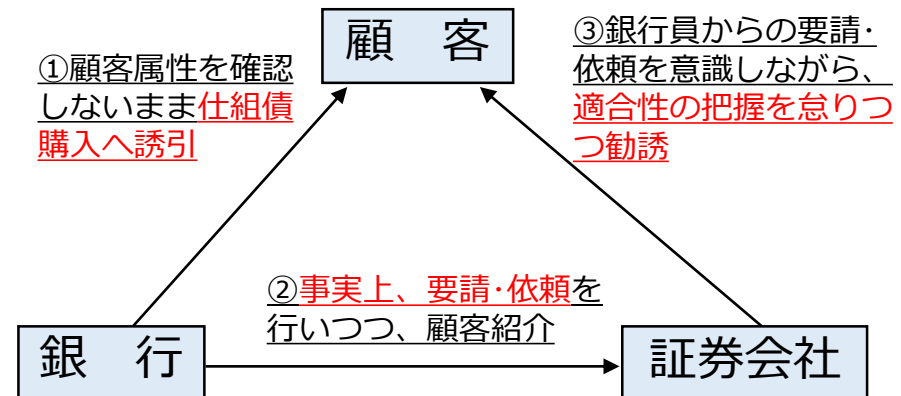
【千葉銀行、武蔵野銀行】

金融商品仲介業務を行うための適切な態勢整備が行われない中で、顧客属性を確認しないまま顧客を仕組債購入へ誘引し、結果として、ちばぎん証券の適合性の原則に抵触する業務運営につながるなど、投資者保護上問題がある（金融商品取引法第51条の2）。

【本来想定されていたビジネススキーム】

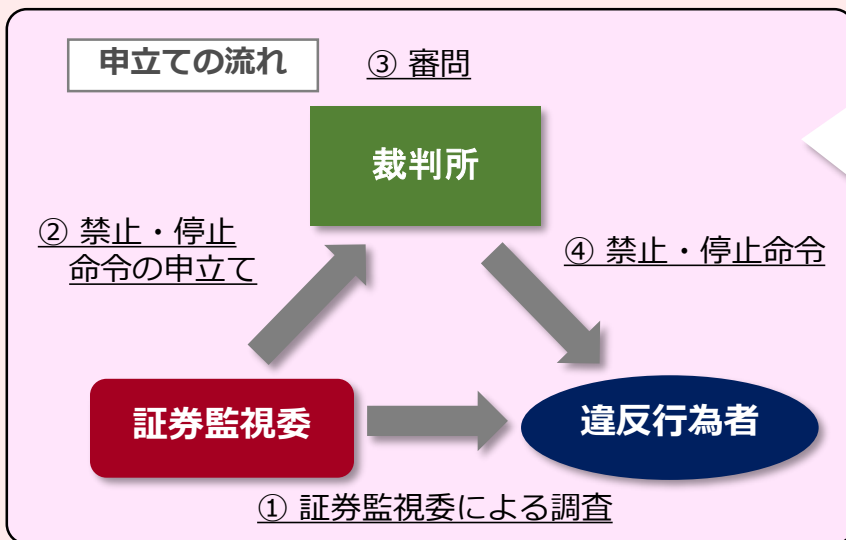


【検査で把握された不適切な誘引・勧誘】



裁判所への禁止命令等の申立て

- 捜査当局等と連携し、無登録で金融商品取引業を行う者による詐欺的行為に伴う被害の拡大防止のための調査を実施
- 調査の結果を踏まえ、裁判所に対して法令違反行為の禁止・停止命令を申立て
(平成20年12月、証券監視委の権限として追加)
- 必要に応じて違反行為者の名称等を公表



(裁判所の禁止又は停止命令)
 第九十二条 裁判所は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、内閣総理大臣又は内閣総理大臣及び財務大臣の申立てにより、当該各号に定める行為を行い、又は行おうとする者に対し、その行為の禁止又は停止を命ずることができる。
 一 緊急の必要があり、かつ、公益及び投資者保護のため必要かつ相当であるとき この法律又はこの法律に基づく命令に違反する行為

無登録業者等に対する裁判所への禁止命令等の申立て件数

年度	H22~H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	累計
件数	14	3	1	2	2	3	1	1	2	29

(注1) 累計(29件)の募集額(推計値)は約**2,300億円**、対象者数(推計値)は約**7.8万人**。

(注2) 適格機関投資家等特例業務届出者に対する行政処分権限の導入(平成28年3月)以前において、同者に対する裁判所への禁止命令等の申立て件数が含まれていることに留意。

インサイダー取引や相場操縦等の不公正取引を行った者に対し、タイムリーな調査を実施

立入検査や質問調査の実施

- インサイダー取引、相場操縦、偽計等の不公正取引の有無について、取引を行った者や上場企業等に対し、立入検査や質問調査を実施



調査の結果、違反行為が認められた場合

課徴金納付命令勧告

- 内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、課徴金納付命令の発出を求める「勧告」を実施
- 上場会社のインサイダー情報を知り得る立場にある者は、他人に対して利益を得させる等の目的をもって情報伝達・取引推奨をした場合についても、課徴金納付命令の対象

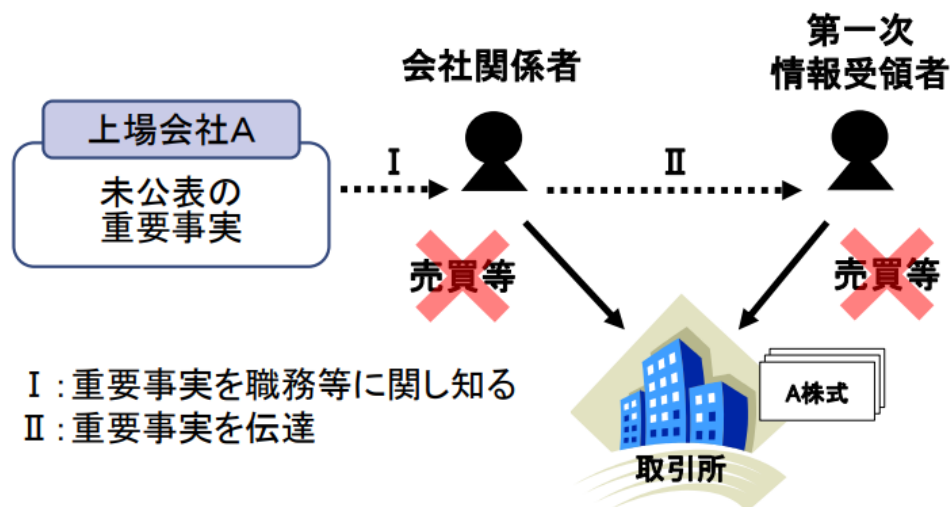


再発防止・未然防止

- 不公正取引の背景・原因等を究明した上で、自主規制機関と情報共有
- 勧告事案の特徴等を取りまとめた「課徴金事例集」の公表を通じて、上場会社等のインサイダー取引管理態勢や証券会社の売買審査業務等の充実に寄与

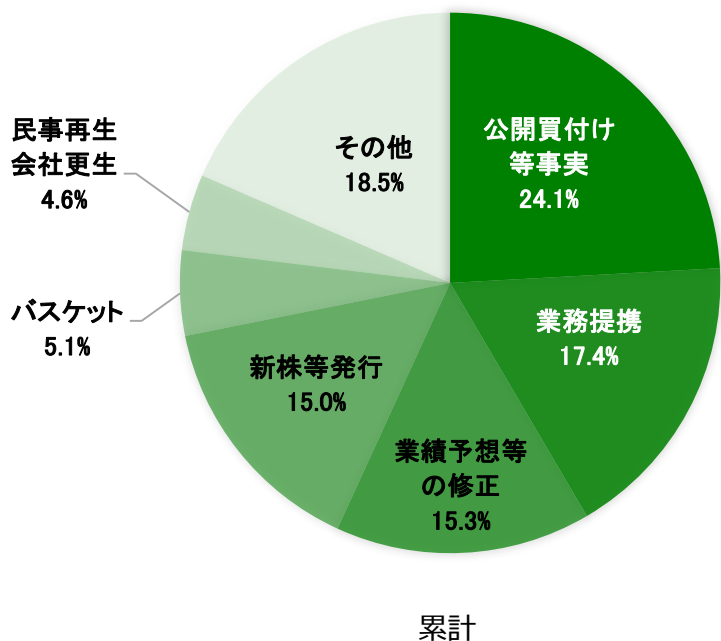
「会社関係者」「公開買付者等関係者」又は「第一次情報受領者」が重要事実等を知りながら、その公表前に、当該上場会社等の株式等の売買等を行うことを禁止。

- ※ 1 会社関係者: 上場会社の役職員や契約締結者の役職員など
- ※ 2 公開買付者等関係者: 公開買付者等の役職員や公開買付け等の対象会社の役職員など
- ※ 3 重要事実: 上場会社の運営、業務又は財産に関する重要な事実であって、投資者の投資判断に影響を及ぼすもの
 - ・ 決定事実: 当該上場会社等の業務執行を決定する機関が株式の募集、業務上の提携、合併、解散等についての決定をしたこと又は当該決定に係る事項を行わないことを決定したこと
 - ・ 発生事実: 業務遂行の過程で生じた損害 等
 - ・ 決算情報: 売上高等が予め公表した予想値等と比較して重要な差異が生じたこと
- ※ 4 重要事実等には、公開買付け等の実施に関する事実又は公開買付け等の中止に関する事実を含む。
これは、公開買付者等（当該公開買付者等が法人であるときは、その業務執行を決定する機関）が、それぞれ公開買付け等を行うことについての決定をしたこと又は当該決定に係る公開買付け等を行わないことを決定したことをいう。

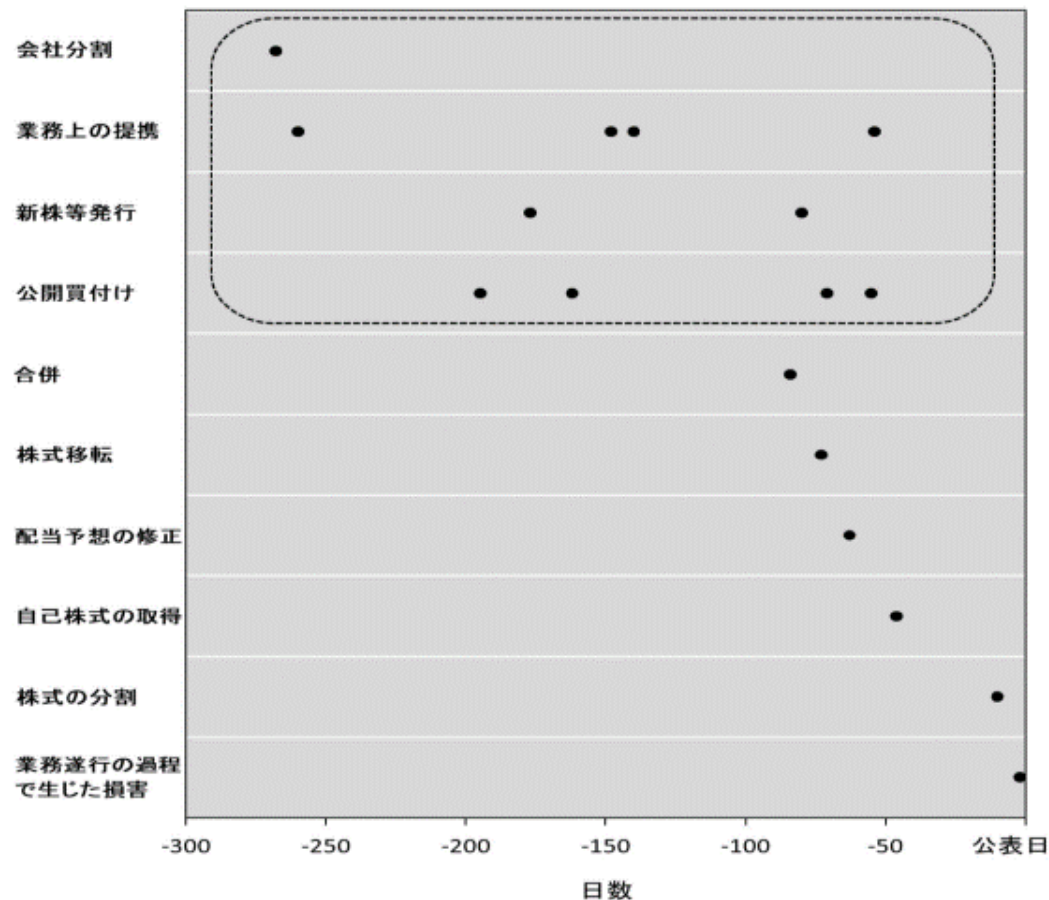


- 勧告件数が最も多いのは、公開買付け事案。公開買付けは、公表後に株価が上昇する確実性が高いことや、制度上、その公表前に多数の関係者に情報共有をする必要があり情報管理が難しいこと、公表までに相当な時間を要することが多いことなどから、勧告件数が多くなっているものと考えられる。

(図表1) インサイダー取引規制違反(情報伝達規制違反分は除く)における重要事実等別の構成割合(単位: %)



(図表2) 重要事実等の決定・発生から公表までの日数



(注) 令和2年度・3年度におけるインサイダー取引による勧告事案について、重要事実等の決定・発生から公表までの日数を、重要事実等ごとに分類。

少額取引（不公正取引）の監視（1件当たりの課徴金額の割合）

- 証券監視委は、取引規模の大小にかかわらず幅広く取引を監視しており、取引金額が少額の事案であっても多数勧告を実施している。
- こうした中、近年、高額な課徴金の事案が増加。

図1 1件当たりの課徴金額の割合
（累計勧告件数452件）

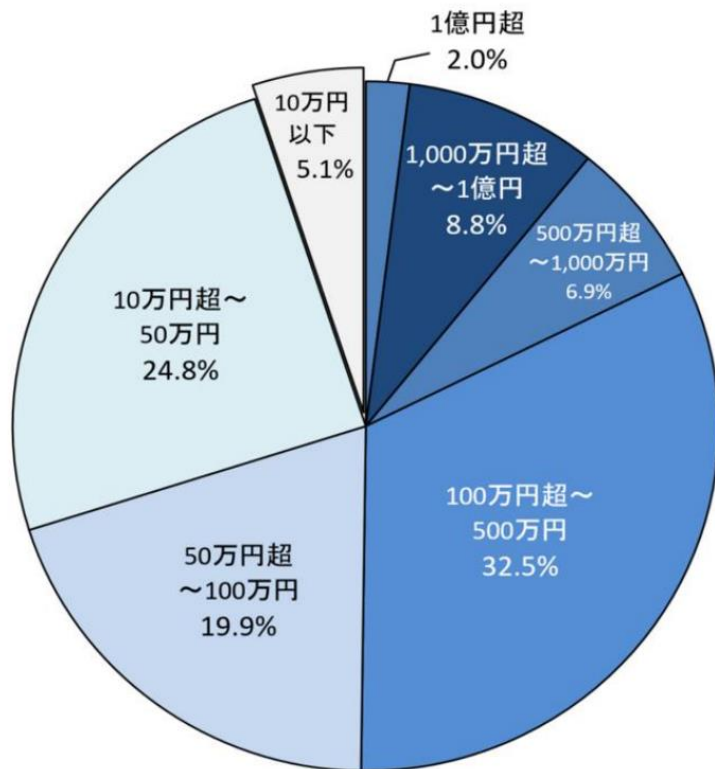
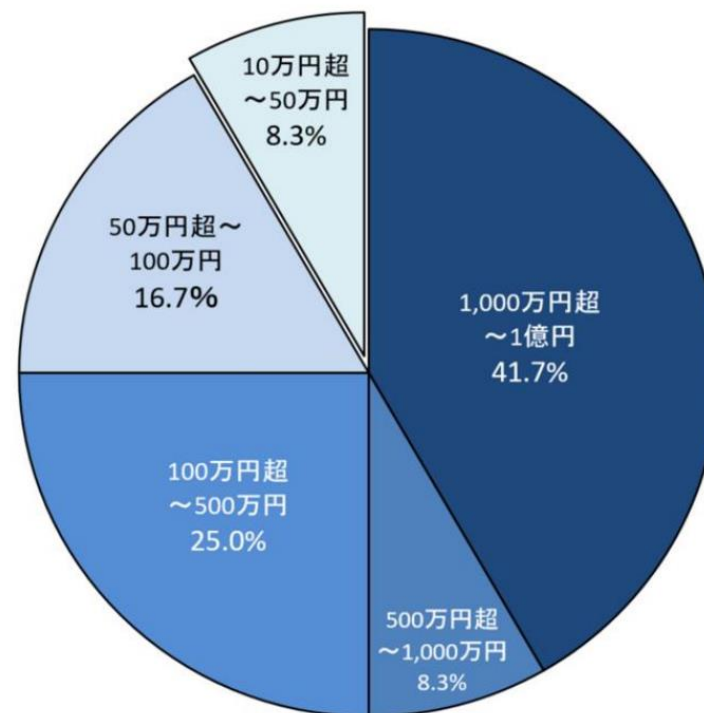


図2 1件当たりの課徴金額の割合
（令和3年度勧告件数12件）



（注）不公正取引に関する課徴金額であり、開示規制違反に関する課徴金額は含まない。

クロスボーダー取引及びプロ投資家による不公正取引の調査を専門に実施

クロスボーダー取引の調査

- 海外からの発注による不公正取引の調査を実施
- 海外当局に対し、多国間情報交換覚書(MMoU[※])に基づく情報提供を依頼
- 提供された情報を参考に、調査を実施

プロ投資家による取引の調査

- プロ投資家による不公正取引の有無について、立入検査や質問調査を実施



調査の結果、違反行為が認められた場合

課徴金納付命令勧告

- 内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、課徴金納付命令の発出を求める「勧告」を実施

※ 証券監督者国際機構(IOSCO)が策定した各国証券監督当局間の協議・協力及び情報交換の枠組み（R4.12現在で129の当局が署名）

- IOSCO : International Organization of Securities Commissions
- MMoU : Multilateral Memorandum of Understanding



Financial Conduct Authority

(英国)

【職員数 約4,100人】



Bundesanstalt für

Finanzdienstleistungsaufsicht

(ドイツ)



Autorité des marchés

financiers

(フランス)



European Securities and
Markets Authority

(欧州)



China Securities Regulatory

Commission

(中国)

証券取引等監視委員会

(日本)

【職員数 702人】

(うち証券監視委389人 財務局313人)



U.S. Securities and Exchange

Commission

(米国)

【職員数 約4,500人】



Commodity Futures Trading Commission

(米国)



Monetary Authority of

Singapore

(シンガポール)



Securities and Futures

Commission

(香港)

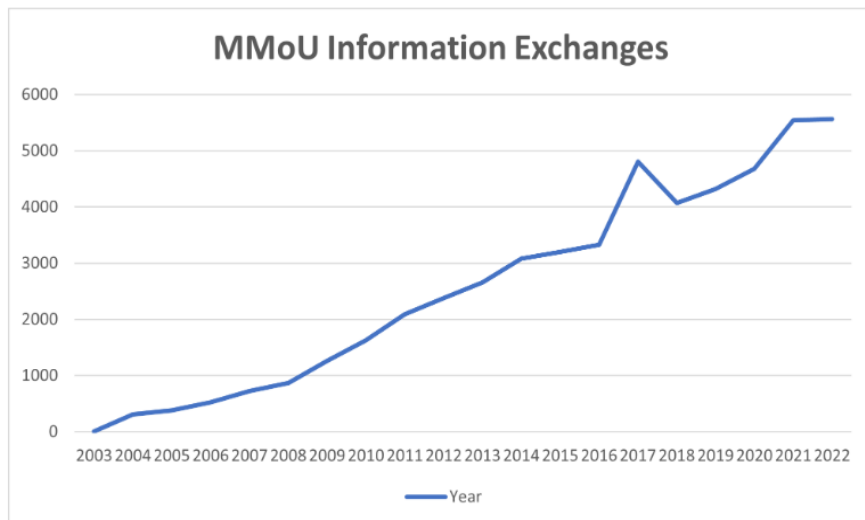


Australian Securities and
Investments Commission

(オーストラリア)

- 証券監督者国際機構（IOSCO）が策定した各国証券監督当局間の情報交換の枠組みである「MMoU」の署名当局数は、8当局（2002年）から129当局（2022年）まで増加。署名当局間での情報交換件数（図表1）も、発足当初から足下5,567件（2022年）まで増加。（IOSCOウェブサイト(2023年7月末現在）より）
- 証券監視委としても、海外当局への情報提供依頼（図表2）を積極的に活用。

（図表1）IOSCO MMoU署名当局間における情報交換件数



（IOSCOウェブサイトより抜粋）

- ・ IOSCO : International Organization of Securities Commissions
- ・ MMoU : Multilateral Memorandum of Understanding

（図表2）金融庁・証券監視委によるIOSCO MMoU等に基づく情報交換件数の推移

	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度
海外当局からの情報受領件数	64	64	76
海外当局への情報提供依頼	32	22	20
海外当局からの自発的情報提供	32	42	56
海外当局への情報提供件数	9	8	4
海外当局からの情報提供依頼	7	6	1
海外当局への自発的情報提供	2	2	3

（※1）当局による適格性審査のための照会（許認可等を申請する金融機関や現地法人において重要な役職に就任する人物に関するもの）に係る情報提供は件数に含まない。

（※2）今後、集計方法を変更した場合や、情報交換内容を精査した結果によっては、件数の変更があり得る。

重大・悪質な違反行為の真相を解明し、告発により刑事訴追を求める



重大・悪質な違反行為の調査

インサイダー取引、相場操縦、有価証券報告書虚偽記載等の違反行為のうち、重大・悪質なものを調査

任意調査

- ・ 犯則嫌疑者や関係者等に対しての質問、所持する物件の検査等を実施

強制調査

- ・ 裁判官が発する許可状により、犯則嫌疑者や関係者の会社や個人宅に立ち入り、関係資料等を差押え

※ 調査には、公認会計士、IT専門家(電子データの確保・分析)等が参加

告発

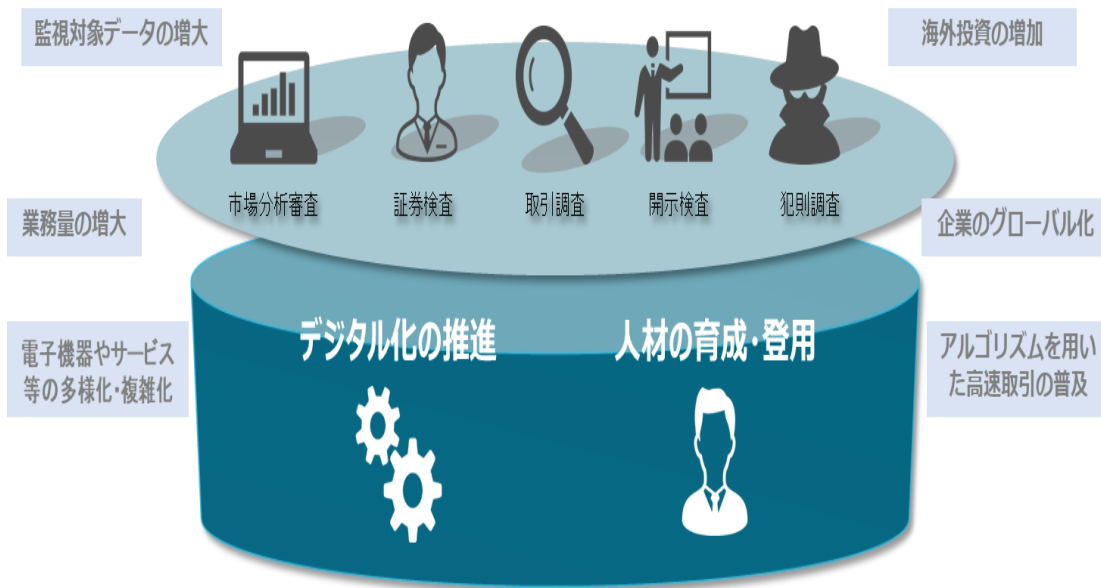
- ・ 調査の結果に基づき、犯則嫌疑者を検察官に告発

市場監視を支えるインフラの整備（デジタル技術、人材の活用）

- デジタル技術を活用した市場監視業務の高度化・効率化の推進
（例）金融機関に対する預貯金照会サービスの利用開始（令和5年度～）※
- 市場監視の土台となるシステム等の機能強化
- デジタルフォレンジック技術の一層の向上及びシステムの高度化
- 平成27年4月に情報解析室、令和2年7月にIT戦略室を設置し、一層のデジタル化に向けた体制を整備
- OJTを通じた職員の専門性向上や高い専門的知識を有する人材の登用

※ 約100の金融機関（うち約80が地銀）が参加（令和5年3月時点）。照会・回答業務のデジタル化を通じて、金融機関・監視委双方の業務負荷を軽減。

市場監視を支えるインフラの整備



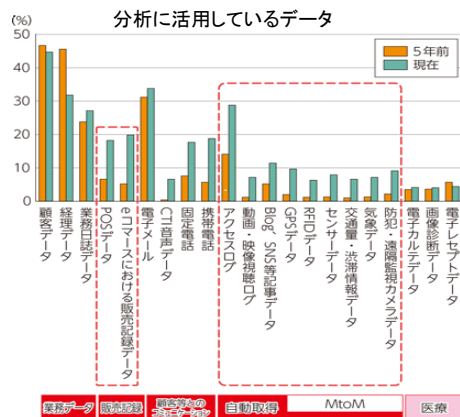
外部専門家の活躍

（単位：人）

	令和4年4月時点	令和5年4月時点
弁護士	9	10
公認会計士	19	18
不動産鑑定士	1	2
情報処理技術者	6	7
金融実務経験者	13	14
合計	48	51

デジタル化の進展

- 近年、スマホやパソコン、インターネット等の機器・サービスが普及し、SNSやネット通販などの日常生活で利用されるデジタルインフラの整備が進展
- 2018年12月、経済産業省がDX（デジタルトランスフォーメーション）を推奨する「DX推進ガイドライン」を公表。
- クラウドサービスの普及に伴い大量のデータを安価に保存する仕組みが確立し、AIの普及によりビッグデータ等の活用が活発化するなど、**企業・個人ともデータの取得・利用が急拡大**
- 働き方改革の進展、コロナ禍でのBCP対応等により、テレワークによる業務執行が急増し、**書面情報のデータ化・業務のデジタル化がさらに促進**



- ・ 5年前に比べ、販売管理システム、eコマースによる販売記録データや、アクセスログ等の自動取得データの活用が大きく進展。
- ・ 特に、大企業におけるIoTの導入によるデータ活用が顕著になっている模様。

総務省
「デジタルデータの経済的価値の計測と活用の現状に関する調査研究」(2020年)

客観証拠の確保が一層重要に

- 最高検察庁は※1、「**供述調書に過度に依存した捜査から脱却し、客観証拠をより一層重視する方向で捜査**を行うよう努めている。」とし、デジタルフォレンジック (DF) について、以下のとおり認識。
 - 「特に、電磁的記録の重要性の飛躍的な高まりやDFによる証拠の保全能力の向上を背景に、収集される客観証拠の容量も大きく増え、かつ、消去されたデータをDFによって復元することにより、隠滅された決定的証拠が発見されるという事案も出てきている」
- 警察庁でも※2「**一連の司法制度改革や否認事件の増加を受け、客観証拠の確保が一層重要**なものとなっていることを踏まえ、**犯行の裏付けとなる客観証拠の収集を徹底し、適正に証拠化**するための取組を進めている。」としている

電子データは、容易に変質してしまう上、可視化（証拠化）が難しい。
よって、その扱いには捜査・IT双方に関する専門的知識と経験が必要。

「デジタル化の進展」と「客観証拠の重要性の増大」に対応するため、DFの重要性が増大

- 2024年以降、NISAの抜本的拡充・恒久化が図られ、新しいNISAが導入される予定。

【ポイント】

- 非課税保有期間の無期限化
- 口座開設期間の恒久化
- つみたて投資枠と、成長投資枠の併用が可能
- 年間投資枠の拡大（つみたて投資枠：年間120万円、成長投資枠：年間240万円、合計最大年間360万円まで投資が可能。）
- 非課税保有限度額は、全体で1,800万円。（成長投資枠は、1,200万円。また、枠の再利用が可能。）

(2024年1月から適用)

	つみたて投資枠	併用可	成長投資枠
年間投資枠	120万円		240万円
非課税保有期間 ^(注1)	無期限化		無期限化
非課税保有限度額 (総枠) ^(注2)	1,800万円 ※簿価残高方式で管理(枠の再利用が可能)		1,200万円(内数)
口座開設期間	恒久化		恒久化
投資対象商品	長期の積立・分散投資に適した 一定の投資信託 〔 現行のつみたてNISA対象商品と同様 〕		上場株式・投資信託等 ^(注3) 〔 ①整理・監理銘柄②信託期間20年未満、毎月 分配型の投資信託及びデリバティブ取引を 用いた一定の投資信託等を除外 〕
対象年齢	18歳以上		18歳以上
現行制度との関係	2023年末までに現行の一般NISA及びつみたてNISA制度において投資した 商品は、新しい制度の外枠で、現行制度における非課税措置を適用 ※現行制度から新しい制度へのロールオーバーは不可		

(注1) 非課税保有期間の無期限化に伴い、現行のつみたてNISAと同様、定期的に利用者の住所等を確認し、制度の適正な運用を担保

(注2) 利用者それぞれの非課税保有限度額については、金融機関から一定のクラウドを利用して提供された情報を国税庁において管理

(注3) 金融機関による「成長投資枠」を使った回転売買への勧誘行為に対し、金融庁が監督指針を改正し、法令に基づき監督及びモニタリングを実施

(注4) 2023年末までにジュニアNISAにおいて投資した商品は、5年間の非課税期間が終了しても、所定の手続きを経ることで、18歳になるまでは非課税措置が受けられることとなっているが、今回、その手続きを省略することとし、利用者の利便性向上を手当て

	つみたてNISA (2018年創設)	← 選択制 →	一般NISA (2014年創設)
年間投資枠	40万円		120万円
非課税保有期間	20年間		5年間
非課税保有限度額	800万円		600万円
口座開設期間	2023年まで		2023年まで
投資対象商品	長期の積立・分散投資 に適した一定の投資信託 (金融庁の基準を満たした投資信託に限定)		上場株式・投資信託等
対象年齢	18歳以上		18歳以上

証券取引等監視委員会 情報提供窓口

<https://www.fsa.go.jp/sesc/watch/>



SESC 情報提供

検索

<電話・FAXによる情報提供先>

直通電話：0570-00-3581（一部のIP電話等からは03-3581-9909）におかけください。

FAX【高齢者・障がい者専用】：03-3506-6699（「証券取引等監視委員会 情報提供窓口」と明記して下さい。）

- ◆ 証券監視委では、「粉飾決算（架空売上・架空利益の計上等）」、「投資者保護上の問題（著しい高利回りを明示する金融商品等）」、「市場における不正取引（インサイダー取引、相場操縦等）」などの情報を幅広く受け付けています。

粉飾決算

投資詐欺

金融商品の
不適切な勧誘

インサイダー
取引

相場操縦

風説の流布

- ◆ このような情報をお持ちの方は、是非、インターネット（証券監視委ウェブサイト）、電話及び郵送などの方法により、情報をお寄せください。

※ ご質問、ご相談につきましては対応しかねますので、ご了承ください。

※ 提供者本人のお名前などの個人情報や情報内容が、外部に漏洩することがないよう、セキュリティには万全を期しております。（匿名での情報提供も可能です）

<郵送による情報提供先>

〒100-8922

東京都千代田区霞が関3丁目2番1号 中央合同庁舎第7号館（霞ヶ関コモンゲート西館）

証券取引等監視委員会事務局 市場分析審査課 情報処理係

公正な市場を守るため、
あなたの情報提供を
待っています。

相場操縦
インサイダー取引
投資詐欺
金融商品の不適切な勧誘
ディスクロージャー違反

証券取引等の不正に関する情報提供は、こちらまでお願いします。

0570-00-3581 ☎ 03-3581-9909
<https://www.fsa.go.jp/sesc/watch/> 直通線 情報提供

証券取引等監視委員会
Securities and Exchange Surveillance Commission

ご清聴ありがとうございました